

令和7年5月吉日

保護者様

学校・地域・家庭で連携し、子供たちをいじめから守りましょう

和光市立新倉小学校
校長 佐野 一機

いじめは決して許されることのない、重大な人権侵害です。子供たちをいじめから守るためにできることを、学校・地域・家庭で連携して実践し、「いじめは絶対に許さない」というメッセージを常に発信していくことが、いじめ防止・解決につながると考え、この手紙を作成しました。是非、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いたします。

1 いじめのとりえ方（いじめ防止対策推進法「いじめの定義」）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

人によって、いじめのとりえ方は異なります。同じ行為を見ても「いじめ」と感じる人「ただのケンカ」と感じる人がいるかもしれません。しかし、例え「ただのケンカ」であったとしても、周囲の大人が正しく指導することは必要です。該当児童が心身の苦痛を感じているのなら、なおさらです。

いじめ防止対策推進法にあるように、「暴力をふるってないからいじめじゃない」「いじめるつもりはなかったからいじめじゃない」というものではありません。「児童が心身の苦痛を感じているかどうか」が大事な点です。しかし「心身の苦痛」を感じているのかどうかは、なかなか他者には伝わらないものです。児童には、必ず周囲の大人たち（保護者・教員・地域の人）に、つらいことがあったら伝えるよう指導しています。ご家庭でも、今一度、その事をお子さんにご確認ください。そして、お子さんから伝えられた事は学校と共有し、共に解決していきましょう。「家族が、学校が守ってくれている」という実感を得られた時、子供たちは安心して生活ができるのだと思います。よろしくお願いたします。

2 新倉小学校のいじめ防止・解決のための取り組み

新倉小学校では、いじめの早期発見・早期解決のために、以下のような取り組みをしています。詳細はホームページの「いじめ防止基本方針」にありますので、ぜひご覧ください。ここでは概略を述べさせていただきます。

（1）いじめ（生徒指導）案件の早期対応と組織対応

いじめ、あるいはいじめに発展する可能性がある言動をとらえ、早期対応・組織対応をするために、毎月、生徒指導部会において、いじめ認知案件について協議を行い、全職員で意識共有して、小さな芽のうちに対応するようにしています。

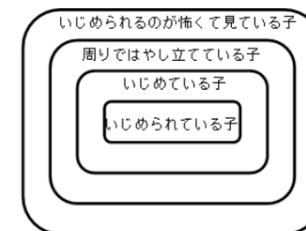
（2）学校生活アンケートの実施

「学校生活アンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、対応するようにしています。

（3）人権意識を育てる教育の推進

いじめは「いじめられている子」と「いじている子」だけの問題ではなく、「学級集団の人権意識」そのものの問題です。（右図）

「ちょっとひどいんじゃないの?」「僕たち、黙って見ていていいのかな?」・・そういう気持ちが児童にあり、それを行動に移す「勇気」があれば、いじめを予防できるのではないのでしょうか。そうした人権意識を育むため、児童に「いじめを許さない」心を育成するための指導を行っています。



（4）生活規律の徹底

「気持ちの良いあいさつのできる児童」「しっかりと掃除のできる児童」「みんなのことを考えて行動できる児童」を育むことができれば、児童の人権意識は自然と育成されていくと考えます。こうした生活規律の徹底を目指して指導を継続しています。

（5）各種関係機関との連携

教育相談員、和光市教育支援センター、民生・児童委員、児童相談所、警察等、各種関係機関と連携し、いじめ防止に取り組んでいます。

3 保護者の皆様にご協力いただきたいこと

新倉小学校では、児童をいじめから守るため、全職員で指導に取り組んでいます。しかし、往々にしていじめは「教員（担任）のいないところ」で起こります。そこで保護者の皆様にお願です。**「日頃からお子さんとのコミュニケーションを充実し、異変を感じたら、すぐに学校にご連絡ください。」**それがお子さんを救うこととなります。新倉小学校は、保護者の皆様からのご相談には真摯に対応し、必ず、お子さんの心身の苦痛に対する対策を取ることをお約束します。

また、最近ではSNSの普及により、「インターネットを通じて行われるいじめ」が顕著化しています。ラインや各種掲示板等へ書き込まれる「ネットいじめ」は、周囲の大人が気づきにくいという課題があります。是非、お子さんのネット環境についてのご確認をお願いします。

お子さんからすると、保護者にも相談しづらいこともあるかもしれません。そういう場合の相談窓口についても、お子さんに周知をお願いたします。

埼玉県のいじめ相談窓口

埼玉県教育委員会	よい子の電話教育相談（子供用）0120-86-3192	（保護者用）048-556-0874
さいたまいのちの電話	048-645-4343	こどもスマイルネット 048-822-7007
さいたまチャイルドライン	0120-99-7777	埼玉県こころの電話 048-723-1447
ネットいじめ・トラブル通報窓口	netpat-saitama@true.ocn.ne.jp	

もう一つ、ご留意いただきたい点があります。いじめは早急に解決すべきですが、事実確認をしっかりと行わなければ、間違った方向に話が進んでいくこともあります。お子さんの異変に気づいたら、学校にすぐご連絡いただくと共に、そこから先の事実確認については、学校と連携し慎重にお願いたします。

新倉小学校の児童をいじめから守るため、学校・地域・家庭が一体となり、手を取り合っていきたいと思えます。ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いたします。

いじめられたら・・・誰かに話そう！！
いじめを見たら・・・声をかけよう！！

新倉小イメージキャラクター
にこまる

